

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

第五十五号の五様式（附則第

四関係

提出日 令和 ○ 年 10 月 1 日		整理番号	
住所 (住民税が課税される住所)	〒959-2693 新潟県胎内市新和町2-10	フリガナ	タイナイ コメコ
		氏名	胎内 米子
電話番号	0254-43-6111	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		生年月日	1975 / 01 / 01

太枠内の項目すべて記入します（提出年月日、住所、電話番号、フリガナ、氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日）  
※提出いただいた個人情報は、ワンストップ特例申請事務以外には使用いたしません

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。  
(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

胎内市に寄附をした年月日と金額を記入します

寄附年月日	寄附金額
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	50,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。  
(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年は同法第121条（第1項ただし書を除く。）  
(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年  
金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

確定申告、寄附金税額控除以外の住民税申告が不要な場合に✓を記入します

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受ける

ワンストップ特例申請で寄附をする地方自治体数が5団体以下の場合に✓を記入します

下記書類が確認できるように、コピーして、貼り付けてください。

※重ならないように四隅をテープで貼ってください。

※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号を確認できる状態で貼り付け

番号確認と本人確認のできる書類を貼り付けます  
※添付書類の詳細は、別紙をご確認ください  
※書類に不備がある場合は一式返送しますので再度申請をお願いします

<p>① 個人番号確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面</li> <li>↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓</li> <li>マイナンバー通知カード</li> <li>※注意 通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。</li> <li>個人番号が記載された住民票</li> </ul> <p>上記いずれかのコピー</p>	<p>② 本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード(表面)</li> <li>運転免許証 ・ パスポート</li> <li>身体障害者手帳(カード型)</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>療育手帳(カード型) ・ 在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> </ul> <p>上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p> <p>※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。</p>
---	--

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)まで にご提出ください。